相続による移転登録について

相続による移転登録時の必要書類については、自動車登録業務実施要領（リンク）１５ページ以降をご覧ください。
戸籍謄本等の原本返却や一部省略については以下を参考にしてください。
ご不明な点は、管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所（リンク）へご確認下さい。

１　相続手続に係る戸籍謄本等の原本返却について

相続手続に係る戸籍謄本等は**法令上原本の提出が原則**ですが、戸籍謄本等の返却をご希望される場合は、申請書類の提出の際に戸籍謄本等のコピーを提出していただき、原本確認を行った上で戸籍謄本等の原本を返却する取扱いも可能となっています。
なお、印鑑証明書は返却できませんのでご了承願います。

２　査定価格100万円以下の自動車の相続について

相続による移転登録について、多いケースは相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書、被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できる戸籍謄本等を添付した申請になりますが、相続する自動車の価格が100万円以下である場合（査定書で確認します）は、遺産分割協議成立申立書を使用することにより戸籍謄本等の提出書類を一部省略できる場合があります。詳細は自動車登録業務実施要領をご覧ください。

３．法定相続情報一覧図について

被相続人の死亡の確認と、相続人全員の関係が全て証明できる書類は自動車登録業務等実施要領により戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書と定められておりますが、平成29年5月29日より法定相続情報証明制度が始まり、法務局発行の「法定相続情報一覧図」も被相続人の死亡の確認と、相続人全員の関係を証するに足りる原因書面として取り扱っております。法定相続情報証明制度については、最寄りの法務局にお問合せください。

法定相続情報証明制度の具体的な手続について（リンク）